

## 個人情報管理規程

### (目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人史学会（以下「この法人」という。）の定款第56条第2項の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いに関してこの法人の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程で使用する用語については、次のとおり定義する。

#### (1) 個人情報

個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等によって特定の個人を識別することができるものをいう。

#### (2) 本人

当該個人情報によって識別される、又は識別されうる特定の個人をいう。

### (責務)

**第3条** この法人の役員及び職員並びにこの法人の業務に従事している者は、本規程及び関係法令を遵守するとともに、職務上知り得た個人情報を漏えい又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いたのちも同様とする。

### (利用目的の特定)

**第4条** 個人情報を取扱うにあたっては、この法人の業務の遂行上必要な範囲内で、その利用目的を可能な限り特定しなければならない。

### (取得の制限)

**第5条** 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

**2** 個人情報は、本人から直接取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 本人の同意があるとき

(2) 法令等の規定によるとき

(3) 出版、報道等により公にされているとき

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとき

(5) その他、本人以外の者から収集することに、相当の理由があるとき

### (利用目的の通知等)

**第6条** この法人は、個人情報を取得したとき、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、その利用目的をすみやかに本人に通知又は公表しなければならない。

### (利用の制限)

**第7条** 個人情報は、その利用目的以外に利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 本人の同意に基づいて利用するとき

(2) 法令に基づいて利用するとき

(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとき

(4) その他、利用することに、相当の理由があるとき

(第三者提供の制限)

**第8条** 個人情報とは、第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 本人の同意に基づいて提供するとき
- (2) 法令に基づいて提供するとき
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとき
- (4) その他、提供することに、相当の理由があるとき

(個人情報の適正管理)

**第9条** 個人情報は、定められた目的の範囲内で、常に正確、安全かつ最新のものとして保有されなければならない。

**2** 個人情報は、漏えい、毀損、改ざん、滅失の防止その他適切な管理を行うために必要な措置が講じられなければならない。

(取扱い等の委託)

**第10条** この法人の業務を遂行するために、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合は、該当する個人情報の適切な管理が遵守されるよう、委託先に対する管理、監督を行わなければならない。

**2** 前項の場合においては、当該委託に係る契約書等に、管理者の指示の遵守、個人情報に関する秘密の保持、再提供の禁止及び事故時の責任の所在等を記載しなければならない。

(自己情報に関する権利)

**第11条** 個人情報の本人から、自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じる。また、開示の結果誤った情報があり、訂正、削除又は利用停止を求められた場合には、原則として合理的な期間内にこれに応じる。

**2** この法人が既に保有している個人情報について、本人から自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令等の規定によるとき
- (2) 本人又は公衆の生命、身体、財産の保護のために必要があるとき

(個人情報の管理責任者)

**第12条** この法人の個人情報管理責任者は、理事長が任命する。

**2** 個人情報管理責任者は、この規程の適正な実施及び運用を図り、個人情報の外部への漏えい、不正な使用あるいは改ざん等が行われないよう管理する責任を有する。

(通報及び調査義務)

**第13条** 役員及び職員並びにこの法人の業務に従事している者は、本規程及び関係法令に違反する事実を知ったときには、ただちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

**2** 個人情報管理責任者は、前項の通報を受けた場合には、ただちに事実関係を調査し、漏えい等の対象となった本人に対する対応を行うとともに、被害拡大防止のための措置を講じなければならない。

(苦情及び相談)

**第14条** この法人の個人情報の取扱いに関する苦情及び相談は、事務局が対応するものとする。

(改廃)

**第15条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

**第16条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年10月2日理事会決議)